

令和 4 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案（令和 3 年度関係）

奈良市

目 次

奈良市報告第 1 号	使用料の徴収に関する処分についての審査請求に係る 報告について……………	1
〃 第 2 号	使用料の徴収に関する処分についての審査請求に係る 報告について……………	3
〃 第 3 号	使用料の徴収に関する処分についての審査請求に係る 報告について……………	5
〃 第 4 号	使用料の徴収についての審査請求に係る報告について……………	7
〃 第 5 号	使用料の徴収についての審査請求に係る報告について……………	9
〃 第 6 号	市長専決処分の報告について……………	11
〃 第 7 号	市長専決処分の報告について……………	19
〃 第 8 号	市長専決処分の報告について……………	32
〃 第 9 号	市長専決処分の報告について……………	34
〃 第 10 号	市長専決処分の報告について……………	36
〃 第 11 号	市長専決処分の報告について……………	38
〃 第 12 号	市長専決処分の報告について……………	40
〃 第 13 号	市長専決処分の報告について……………	42
〃 第 14 号	市長専決処分の報告について……………	44
〃 第 15 号	市長専決処分の報告について……………	46
〃 第 16 号	市長専決処分の報告について……………	48
〃 第 17 号	市長専決処分の報告について……………	50
〃 第 18 号	市長専決処分の報告について……………	52
〃 第 19 号	市長専決処分の報告について……………	54
〃 第 20 号	市長専決処分の報告について……………	56
〃 第 21 号	市長専決処分の報告について……………	58
〃 第 22 号	市長専決処分の報告について……………	60

奈良市議案第 1 号	令和3年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正 予算（第2号）	62
〃 第 2 号	令和3年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算 （第1号）	64
〃 第 3 号	令和3年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第2号）	66
〃 第 4 号	令和3年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	68
〃 第 5 号	令和3年度奈良市病院事業会計補正予算（第2号）	89
〃 第 6 号	令和3年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）	97
〃 第 7 号	令和3年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）	105
〃 第 8 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一 般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の一部を改正する条例の一部改正について	113
〃 第 9 号	奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正 について	114
〃 第 10 号	奈良市営住宅条例の一部改正について	116
〃 第 11 号	委託契約の締結について	117

使用料の徴収に関する処分についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項の規定により報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1 審査請求年月日

令和3年10月6日

第2 審査請求の趣旨

奈良市公営企業管理者が令和3年7月5日付けで行った令和3年4月分下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消し若しくは無効確認又は審査請求人の申請を承認する処分への変更を求める。

第3 審査請求の理由の要旨

奈良市は、審査請求人の世帯に対して、各種減免制度を適用せず、審査請求人の就労と生活再建の機会を奪い、審査請求人及びその家族に肉体的精神的苦痛を負わせた。奈良市がそれらの経済的損失の回復や慰謝等を行い、防貧策である減免制度の実効性を確保することが「奈良市の償い」である。

奈良市全市で発生する審査請求人の世帯の負担金等の免除をするとの「奈良市の償い」に関する合意が成立しているにもかかわらず、審査請求人の申請を不承認とした本件処分は、無効又は取消しを免れない違法な処分である。

また、本件処分については、理由提示の不備により奈良市行政手続条例第8条第1項に違反しなされた重大かつ明白な違法処分でもあり、無効又は取り消されるべきである。

第4 裁決

却下

第5 裁決の理由の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求人がこれまで提起してきた多数の審査請求における主張と同一のものである。また、審査請求人の意向に従わない特定の職員の氏名を摘示して誹謗中傷を繰り返し、自己の要求を通すことを目的とする点も、これまでに提起されてきた審査請求におけるものと同様である。

したがって、本件審査請求もまた、審査請求人による多数の審査請求と同様に、審査請求人の要求に応じない奈良市に過大な負担を負わせ、その譲歩を引き出し、再度従前の取扱いをなさしめようとする目的の下でなされる不当要求行為等の一環であると認められる。

よって、本件審査請求は、審査請求制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠くものであるから、審査請求権の濫用に該当し不適法なものであり、補正することができないことが明らかであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により却下する。

第6 裁決日

令和4年2月7日

使用料の徴収に関する処分についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項の規定により報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1 審査請求年月日

令和3年12月8日

第2 審査請求の趣旨

奈良市公営企業管理者が令和3年9月9日付けで行った令和3年5月分下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消し若しくは無効確認又は審査請求人の申請を承認する処分への変更を求める。

第3 審査請求の理由の要旨

奈良市は、審査請求人の世帯に対して、各種減免制度を適用せず、審査請求人の就労と生活再建の機会を奪い、審査請求人及びその家族に肉体的精神的苦痛を負わせた。奈良市がそれらの経済的損失の回復や慰謝等を行い、防貧策である減免制度の実効性を確保することが「奈良市の償い」である。

奈良市全市で発生する審査請求人の世帯の負担金等の免除をするとの「奈良市の償い」に関する合意が成立しているにもかかわらず、審査請求人の申請を不承認とした本件処分は、無効又は取消しを免れない違法な処分である。

また、本件処分については、理由提示の不備により奈良市行政手続条例第8条第1項に違反しなされた重大かつ明白な違法処分でもあり、無効又は取り消されるべきである。

第4 裁決

却下

第5 裁決の理由の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求人がこれまで提起してきた多数の審査請求における主張と同一のものである。また、審査請求人の意向に従わない特定の職員の氏名を摘示して誹謗中傷を繰り返し、自己の要求を通すことを目的とする点も、これまでに提起されてきた審査請求におけるものと同様である。

したがって、本件審査請求もまた、審査請求人による多数の審査請求と同様に、審査請求人の要求に応じない奈良市に過大な負担を負わせ、その譲歩を引き出し、再度従前の取扱いをなさしめようとする目的の下でなされる不当要求行為等の一環であると認められる。

よって、本件審査請求は、審査請求制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠くものであるから、審査請求権の濫用に該当し不適法なものであり、補正することができないことが明らかであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により却下する。

第6 裁決日

令和4年2月7日

使用料の徴収に関する処分についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項の規定により報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1 審査請求年月日

令和4年1月12日

第2 審査請求の趣旨

奈良市公営企業管理者が令和3年10月11日付けで行った令和3年7月分下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消し若しくは無効確認又は審査請求人の申請を承認する処分への変更を求める。

第3 審査請求の理由の要旨

奈良市は、審査請求人の世帯に対して、各種減免制度を適用せず、審査請求人の就労と生活再建の機会を奪い、審査請求人及びその家族に肉体的精神的苦痛を負わせた。奈良市がそれらの経済的損失の回復や慰謝等を行い、防貧策である減免制度の実効性を確保することが「奈良市の償い」である。

奈良市全市で発生する審査請求人の世帯の負担金等の免除をするとの「奈良市の償い」に関する合意が成立しているにもかかわらず、審査請求人の申請を不承認とした本件処分は、無効又は取消しを免れない違法な処分である。

また、本件処分については、理由提示の不備により奈良市行政手続条例第8条第1項に違反しなされた重大かつ明白な違法処分でもあり、無効又は取り消されるべきである。

第4 裁決

却下

第5 裁決の理由の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求人がこれまで提起してきた多数の審査請求における主張と同一のものである。また、審査請求人の意向に従わない特定の職員の氏名を摘示して誹謗中傷を繰り返し、自己の要求を通すことを目的とする点も、これまでに提起されてきた審査請求におけるものと同様である。

したがって、本件審査請求もまた、審査請求人による多数の審査請求と同様に、審査請求人の要求に応じない奈良市に過大な負担を負わせ、その譲歩を引き出し、再度従前の取扱いをなさしめようとする目的の下でなされる不当要求行為等の一環であると認められる。

よって、本件審査請求は、審査請求制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠くものであるから、審査請求権の濫用に該当し不適法なものであり、補正することができないことが明らかであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により却下する。

第6 裁決日

令和4年2月7日

使用料の徴収についての審査請求 に係る報告について

使用料の徴収について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項の規定により報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1 審査請求年月日

令和3年12月8日

第2 審査請求の趣旨

奈良市公営企業管理者が令和3年9月9日付けで行った令和3年4月分水道料金支払猶予申請不承認の取消し若しくは無効確認又は審査請求人の申請を承認する処分への変更を求める。

第3 審査請求の理由の要旨

奈良市は、審査請求人の世帯に対して、各種減免制度を適用せず、審査請求人の就労と生活再建の機会を奪い、審査請求人及びその家族に肉体的精神的苦痛を負わせた。奈良市がそれらの経済的損失の回復や慰謝等を行い、防貧策である減免制度の実効性を確保することが「奈良市の償い」である。

奈良市全市で発生する審査請求人の世帯の負担金等の免除をするとの「奈良市の償い」に関する合意が成立しているにもかかわらず、本件において処分庁が行った水道料金の支払猶予不承認は、無効又は取消しを免れない違法な処分である。

また、本件における水道料金の支払猶予不承認については、理由提示の不備により奈良市行政手続条例第8条第1項に違反しなされた重大かつ明白な違法処分でもあり、無効又は取り消されるべきである。

第4 裁決

却下

第5 裁決の理由の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求人がこれまで提起してきた多数の審査請求における主張と同一のものである。また、審査請求人の意向に従わない特定の職員の氏名を摘示して誹謗中傷を繰り返し、自己の要求を通すことを目的とする点も、これまでに提起されてきた審査請求におけるものと同様である。

したがって、本件審査請求もまた、審査請求人による多数の審査請求と同様に、審査請求人の要求に応じない奈良市に過大な負担を負わせ、その譲歩を引き出し、再度従前の取扱いをなさしめようとする目的の下でなされる不当要求行為等の一環であると認められる。

加えて、水道料金債権は給水契約という私法上の契約によって発生する私債権であることから、本件支払猶予不承認は処分性を有さず、審査請求の対象となるものではない。

よって、本件審査請求は、審査請求制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠くものであるから審査請求権の濫用に該当し、かつ、処分性を有しない措置を対象とするものであるから不適法なものであり、補正することができないことが明らかであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により却下する。

第6 裁決日

令和4年2月7日

使用料の徴収についての審査請求 に係る報告について

使用料の徴収について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項の規定により報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1 審査請求年月日

令和4年1月12日

第2 審査請求の趣旨

奈良市公営企業管理者が令和3年10月11日付けで行った令和3年6月分水道料金支払猶予申請不承認の取消し若しくは無効確認又は審査請求人の申請を承認する処分への変更を求める。

第3 審査請求の理由の要旨

奈良市は、審査請求人の世帯に対して、各種減免制度を適用せず、審査請求人の就労と生活再建の機会を奪い、審査請求人及びその家族に肉体的精神的苦痛を負わせた。奈良市がそれらの経済的損失の回復や慰謝等を行い、防貧策である減免制度の実効性を確保することが「奈良市の償い」である。

奈良市全市で発生する審査請求人の世帯の負担金等の免除をするとの「奈良市の償い」に関する合意が成立しているにもかかわらず、本件において処分庁が行った水道料金の支払猶予不承認は、無効又は取消しを免れない違法な処分である。

また、本件における水道料金の支払猶予不承認については、理由提示の不備により奈良市行政手続条例第8条第1項に違反しなされた重大かつ明白な違法処分でもあり、無効又は取り消されるべきである。

第4 裁決

却下

第5 裁決の理由の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求人がこれまで提起してきた多数の審査請求における主張と同一のものである。また、審査請求人の意向に従わない特定の職員の氏名を摘示して誹謗中傷を繰り返し、自己の要求を通すことを目的とする点も、これまでに提起されてきた審査請求におけるものと同様である。

したがって、本件審査請求もまた、審査請求人による多数の審査請求と同様に、審査請求人の要求に応じない奈良市に過大な負担を負わせ、その譲歩を引き出し、再度従前の取扱いをなさしめようとする目的の下でなされる不当要求行為等の一環であると認められる。

加えて、水道料金債権は給水契約という私法上の契約によって発生する私債権であることから、本件支払猶予不承認は処分性を有さず、審査請求の対象となるものではない。

よって、本件審査請求は、審査請求制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠くものであるから審査請求権の濫用に該当し、かつ、処分性を有しない措置を対象とするものであるから不適法なものであり、補正することができないことが明らかであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により却下する。

第6 裁決日

令和4年2月7日

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第13号）

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第13号）

令和３年度奈良市一般会計 補正予算（第１３号）

令和３年度奈良市の一般会計補正予算（第１３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４，８０５，１５３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５２，５４７，４４８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		千円 34,242,943	千円 4,805,153	千円 39,048,096
	2. 国庫補助金	4,519,854	4,805,153	9,325,007
歳 入 合 計		147,742,295	4,805,153	152,547,448

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		千円 65,907,300	千円 4,805,153	千円 70,712,453
	2. 児童福祉費	23,306,290	4,805,153	28,111,443
歳 出 合 計		147,742,295	4,805,153	152,547,448

1. 一般会計
(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 3 号)

1. 総括

(歳 入)		(単位：千円)		
款		補正前の額	補正額	計
16	国庫支出金	34,242,943	4,805,153	39,048,096
	歳 入 合 計	147,742,295	4,805,153	152,547,448

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金		そ の 他		
				4, 805, 153				
3 民生費	65, 907, 300	4, 805, 153	70, 712, 453	4, 805, 153			—	
歳 出 合 計	147, 742, 295	4, 805, 153	152, 547, 448	4, 805, 153			—	

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	1,607,374	4,805,153	6,412,527	6 児童措置費補助金	4,805,153	子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金	
計	4,519,854	4,805,153	9,325,007				

第16款 国庫支出金

3. 歳出
第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 児童措置費	8,650,234	4,805,153	13,455,387	特定財源 4,805,153 (内訳) 国庫支出金 4,805,153	10 需用費	313	子育て世帯臨時特別給付金事業経費
					11 役務費	2,640	
					12 委託料	2,200	
					19 扶助費	4,800,000	
計	23,306,290	4,805,153	28,111,443	特定財源 4,805,153 一般財源 0			

第3款 民生費

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第14号）

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和4年1月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第14号）

令和３年度奈良市一般会計 補正予算（第１４号）

令和３年度奈良市の一般会計補正予算（第１４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，９７０，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５８，５１７，４４８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 債務負担行為の追加は、「第２表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		千円 39,048,096	千円 5,970,000	千円 45,018,096
	2. 国庫補助金	9,325,007	5,940,000	15,265,007
	4. 国庫交付金	8,418,448	30,000	8,448,448
歳 入 合 計		152,547,448	5,970,000	158,517,448

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		千円 70,712,453	千円 5,970,000	千円 76,682,453
	1. 社会福祉費	29,319,148	5,940,000	35,259,148
	2. 児童福祉費	28,111,443	30,000	28,141,443
歳 出 合 計		152,547,448	5,970,000	158,517,448

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
住民税非課税世帯等 臨時特別給付金支給業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	千円 100,000

1. 一般会計
(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 4 号)

1. 総括

(歳 入)		(単位：千円)		
款		補正前の額	補正額	計
16	国庫支出金	39,048,096	5,970,000	45,018,096
	歳 入 合 計	152,547,448	5,970,000	158,517,448

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3 民生費	70,712,453	5,970,000	76,682,453	5,970,000			—	
歳 出 合 計	152,547,448	5,970,000	158,517,448	5,970,000			—	

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	6,412,527	5,940,000	12,352,527	1 社会福祉総務費補助金	5,940,000	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	
計	9,325,007	5,940,000	15,265,007				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	2,842,828	30,000	2,872,828	1 一般管理費国庫交付金	30,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
計	8,418,448	30,000	8,448,448				

第16款 国庫支出金

3. 歳 出
第3款 民生費

第1項 社会福祉費

目		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
						区 分	金 額	
1 社会福祉総務費		2,141,912	5,940,000	8,081,912	特定財源 5,940,000 (内訳) 国庫支出金 5,940,000	1 報酬	1,167	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業経費
						4 共済費	228	
						8 旅費	170	
						10 需用費	1,255	
						11 役務費	42,074	
						12 委託料	95,000	
						13 使用料及び賃借料	100	
						18 負担金補助及び交付金	5,800,006	
計		29,319,148	5,940,000	35,259,148	特定財源 5,940,000 一般財源 0			
第3款 民生費								

(単位：千円)

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 児童措置費	13,455,387	30,000	13,485,387	特定財源 30,000 (内訳) 国庫支出金 30,000	19 扶助費	30,000	子育て世帯臨時特別給付金事業経費
計	28,111,443	30,000	28,141,443	特定財源 30,000 一般財源 0			

第3款 民生費

4. 給 与 費 明 細 書

1.会計年度任用職員

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	217〔2,681〕	2,751,511	486,622	343,829	3,581,962	483,731	
補正前	217〔2,676〕	2,750,344	486,622	343,829	3,580,795	483,503	
比 較	〔5〕	1,167			1,167	228	

〔 〕内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

職員手当の内 訳	区 分	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
	補正後	15,465	14,708	123	313,533
	補正前	15,465	14,708	123	313,533
	比 較				

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報酬	1,167	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	1,167		

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み 及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書									
(1. 追加分)					(単位 千円)				
事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源	
						国県支出金	地 方 債 そ の 他		
住 民 税 非 課 税 世 帯 等 臨時特別給付金支給業務委託	100,000			令和3年度 から 令和4年度 まで	100,000	100,000			-

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年8月20日午後8時頃、奈良市法蓮町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のフロントバンパー等が損傷し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 484,008円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年8月20日午後8時頃、奈良市法蓮町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行中の普通自動車に同乗していた相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 186,487円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年10月17日午前9時30分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、市道端の窪みにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 37,978円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年10月20日午後11時頃、第2号（東之阪）市営住宅4号棟において、給水管の経年劣化により水漏れが発生し、相手方の家財等を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 248,287円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年12月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年9月30日午前10時15分頃、奈良市般若寺町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 127,849円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年12月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年11月4日午前4時頃、奈良市佐紀町地内において、相手方が市道を原動機付自転車で走行していたところ、穴ぼこにより転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 15,240円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年12月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年11月4日午前4時頃、奈良市佐紀町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の原動機付自転車が転倒し、損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 6,867円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年1月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年10月21日午前10時35分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、本市の消防ポンプ自動車が相手方の軽自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 469,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年1月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年7月13日午後3時30分頃、奈良市西笹鉾町地内において発生した、本市職員が相手方の自宅から大型ごみを搬出する際、床面等を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 220,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年1月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年11月27日午後6時10分頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 259,932円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年1月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年12月9日午後8時50分頃、奈良市左京五丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 46,805円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年1月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年8月12日、奈良市東九条町地内において、本市が設置した防草シート固定用のピンが強風の影響で飛散したことにより、10月27日に相手方の農業機械が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 153,087円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年1月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年7月30日午前9時30分頃、奈良市立富雄北小学校において、正面玄関前の植え込みへの散水に使用していたホースにより、自転車で走行中の相手方が転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 12,344円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年2月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年11月23日午前10時10分頃、奈良市環境清美工場内において発生した、積み上げた粗大ごみが落下し、相手方の普通自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 185,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年2月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年12月24日午前8時頃、奈良市大宮町四丁目地内において発生した、本市職員が家庭ごみを収集する際、歩行中の相手方の衣服等を汚損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 12,337円

令和 3 年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 4 年 3 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰 入 金		千円 -	千円 540,000	千円 540,000
	1. 一般会計繰入金	-	540,000	540,000
2. 諸 収 入		543,639	△ 540,000	3,639
	1. 雑 入	543,639	△ 540,000	3,639
歳 入 合 計		543,639	-	543,639

(註) 「第1款 諸収入」を「第2款 諸収入」に改める。

令和3年度奈良市土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

令和3年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
J R 奈良 駅南 2. 地区土地地区画 整理事業費			千円 309,852
	J R 奈良 駅南 1. 地区土地地区画 整理事業費	J R 奈良 駅南 地区 土地地区画整理事業	309,852
合 計			309,852

令和3年度奈良市介護保険 特別会計補正予算（第2号）

令和3年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ149,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,475,471千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国庫支出金		7,601,733 ^{千円}	35,462 ^{千円}	7,637,195 ^{千円}
	1. 国庫負担金	5,753,690	29,800	5,783,490
	2. 国庫補助金	1,848,043	5,662	1,853,705
3. 支払基金 交 付 金		8,868,297	76,288	8,944,585
	1. 支払基金 交 付 金	8,868,297	76,288	8,944,585
4. 県支出金		4,766,470	18,625	4,785,095
	1. 県負担金	4,491,285	18,625	4,509,910
6. 繰入金		5,219,859	18,625	5,238,484
	1. 一般会計繰入金	5,211,592	18,625	5,230,217
歳 入 合 計		34,326,471	149,000	34,475,471

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保険給付費		31,523,000 ^{千円}	149,000 ^{千円}	31,672,000 ^{千円}
	1. 介護サービス 等 諸 費	31,523,000	149,000	31,672,000
歳 出 合 計		34,326,471	149,000	34,475,471

令和3年度奈良市後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）

令和3年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ360,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,153,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 後期高齢者医療保険料		千円 5,396,429	千円 360,000	千円 5,756,429
	1. 後期高齢者医療保険料	5,396,429	360,000	5,756,429
歳 入 合 計		6,793,000	360,000	7,153,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 6,515,450	千円 360,000	千円 6,875,450
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	6,515,450	360,000	6,875,450
歳 出 合 計		6,793,000	360,000	7,153,000

1. 住宅新築資金等貸付金特別会計
(1) 住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	—	540,000	540,000
2 諸収入	543,639	△540,000	3,639
歳 入 合 計	543,639	—	543,639

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				国県支出金	特 定 財 源	一 般 財 源		
						地 方 債	そ の 他	
1 住宅新築資金等貸付事業費	7,500	—	7,500			△3,861	3,861	
2 繰上充用金	536,139	—	536,139			△536,139	536,139	
歳 出 合 計	543,639	—	543,639			△540,000	540,000	
				一般財源内訳		繰入金		
						540,000		

2. 歳入

第1款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	繰入金	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
					区分	金額		
1 一般会計繰入金		—	540,000	540,000	1 一般会計繰入金	540,000	一般会計繰入金	
計		—	540,000	540,000				

住宅新築資金等貸付金特別会計

第2款 諸収入

第1項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 回収管理組合返戻金	543,639	△540,000	3,639	1 元利金返戻金	△540,000	滞納繰越分	
計	543,639	△540,000	3,639				

住宅新築資金等貸付金特別会計

3. 歳 出

第1款 住宅新築資金等貸付事業費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財 源 内 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 運用管理費	7,500	—	7,500	特定財源 (内訳) 諸収入 一般財源			財源更正
計	7,500	—	7,500	△3,861 3,861			

住宅新築資金等貸付金特別会計

第2款 繰上充用金

第1項 繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	明
					区分	金額		
1 繰上充用金	536, 139	—	536, 139	特定財源 △536, 139 (内訳) 諸収入 △536, 139 一般財源 536, 139			財源更正	
計	536, 139	—	536, 139	特定財源 △536, 139 一般財源 536, 139				

住宅新築資金等貸付金特別会計

2.土地区画整理事業特別会計

(1) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
J R 奈良駅南 2. 地区土地区画 整理事業費	J R 奈良駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	418,941	309,852

3. 介護保険特別会計
(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(歳 入)		(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
2 国庫支出金	7,601,733	35,462	7,637,195	
3 支払基金交付金	8,868,297	76,288	8,944,585	
4 県支出金	4,766,470	18,625	4,785,095	
6 繰入金	5,219,859	18,625	5,238,484	
歳 入 合 計	34,326,471	149,000	34,475,471	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	31, 523, 000	149, 000	31, 672, 000	54, 087		76, 288	18, 625
歳 出 合 計	34, 326, 471	149, 000	34, 475, 471	54, 087		76, 288	18, 625
				一般財源内訳			繰入金
							18, 625

2. 歳入

第2款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費負担金	5,753,690	29,800	5,783,490	1 現年度介護給付費負担金	29,800	現年度介護給付費負担金	
計	5,753,690	29,800	5,783,490				

介護保険特別会計

第2款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 調整交付金	1,248,131	5,662	1,253,793	1 現年度調整交付金	5,662	現年度調整交付金
計	1,848,043	5,662	1,853,705			

介護保険特別会計

第3款 支払基金交付金

第1項 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費交付金	8,511,210	76,288	8,587,498	1 現年度介護給付費交付金	76,288	現年度介護給付費交付金	
計	8,868,297	76,288	8,944,585				

介護保険特別会計

第4款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費負担金	4,491,285	18,625	4,509,910	1 現年度介護給付費負担金	18,625	現年度介護給付費負担金	
計	4,491,285	18,625	4,509,910				

介護保険特別会計

第6款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費繰入金	3,940,375	18,625	3,959,000	1 現年度介護給付費繰入金	18,625	現年度介護給付費繰入金
計	5,211,592	18,625	5,230,217			

介護保険特別会計

3. 歳 出

第2款 保険給付費

第1項 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財 源 内 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
2 高額介護サービス等費	872,000	149,000	1,021,000	特定財源 130,375 (内訳) 国庫支出金 35,462 県支出金 18,625 支払基金交付金 76,288 一般財源 18,625	18 負担金補助及び交付金	149,000	高額介護サービス費給付経費
計	31,523,000	149,000	31,672,000	特定財源 130,375 一般財源 18,625			

介護保険特別会計

4. 後期高齢者医療特別会計
(1) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	5,396,429	360,000	5,756,429
歳 入 合 計	6,793,000	360,000	7,153,000

(歳 出)		(単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債 そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	6,515,450	360,000	6,875,450		360,000	—
歳 出 合 計	6,793,000	360,000	7,153,000		360,000	—

2. 歳入

第1款 後期高齢者医療保険料

第1項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保険料	3,028,438	203,000	3,231,438	1 現年度分特別徴収保険料	203,000	現年度分特別徴収保険料
2 普通徴収保険料	2,367,991	157,000	2,524,991	1 現年度分普通徴収保険料	157,000	現年度分普通徴収保険料
計	5,396,429	360,000	5,756,429			

後期高齢者医療特別会計

3. 歳 出

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金

第1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財 源	節		説 明
					区 分	金 額	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,515,450	360,000	6,875,450	特定財源 (内訳) 後期高齢者医療保険料 360,000	18 負担金補助及び交付金	360,000	後期高齢者医療広域連合納付金経費
計	6,515,450	360,000	6,875,450	特定財源 一般財源			

後期高齢者医療特別会計

令和3年度奈良市病院事業会計
補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度奈良市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,663,160千円	908,866千円	2,572,026千円
第2項 医 業 外 収 益	1,452,917千円	908,866千円	2,361,783千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,708,186千円	908,866千円	2,617,052千円
第1項 医 業 費 用	1,580,882千円	908,866千円	2,489,748千円

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 令和3年度 奈良市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画
2. 令和3年度 奈良市病院事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第2号）
3. 令和3年度 奈良市病院事業補正予定貸借対照表（第2号）
4. 令和3年度 奈良市病院事業会計補正予算（第2号）参考書
5. 奈良市病院事業注記表

令和３年度奈良市病院事業会計
補正予算（第２号）実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			1,663,160	908,866	2,572,026	
	2. 医業外収益		1,452,917	908,866	2,361,783	
		2. 補 助 金	874,880	908,866	1,783,746	県補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			1,708,186	908,866	2,617,052	
	1. 医業費用		1,580,882	908,866	2,489,748	
		2. 経 費	1,280,303	908,866	2,189,169	交付金

令和３年度奈良市病院事業会計補正
 予定キャッシュ・フロー計算書（第２号）
 （令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで）

（単位：千円）

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

1 当年度純利益（△純損失）	△ 45,026
2 減価償却費	272,679
3 長期前受金戻入額	△ 230,064
4 受取利息	△ 50
5 支払利息及び企業債取扱諸費	621
6 未収金の増加（△）・減少額	△ 754,722
7 未払金の増加・減少（△）額	753,382
小計	△ 3,180
受取利息	50
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 621
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,751

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

1 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	184,300
投資活動によるキャッシュ・フロー	184,300

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

1 企業債の償還による支出	△ 182,818
2 リース債務の返済による支出	△ 1,482
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 184,300

資金増加額（又は減少額）	△ 3,751
資金期首残高	384,427
資金期末残高	380,676

令和３年度奈良市病院事業補正
 予定貸借対照表（第２号）

（令和４年３月３１日）

（単位：千円）

資 産 の 部			
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		1,966,681	
ロ 立 木		732	
ハ 建 物	3,427,160		
減価償却累計額	<u>△ 583,048</u>	2,844,112	
ニ 建物附属設備	2,731,245		
減価償却累計額	<u>△ 1,235,539</u>	1,495,706	
ホ 構 築 物	81,318		
減価償却累計額	<u>△ 39,375</u>	41,943	
ヘ 機 器 備 品	258,435		
減価償却累計額	<u>△ 244,409</u>	14,026	
ト 機械及び装置	74,890		
減価償却累計額	<u>△ 52,370</u>	22,520	
チ 建設仮勘定		<u>1,800</u>	
有形固定資産合計			6,387,520
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ リ ー ス 資 産		<u>3,838</u>	
無形固定資産合計			<u>3,838</u>
固 定 資 産 合 計			6,391,358
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		380,676	
(2) 未 収 金	1,767,474		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 1,134</u>	<u>1,766,340</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2,147,016</u>
資 産 合 計			<u><u>8,538,374</u></u>

負 債 の 部

3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債		
イ 建設改良等の財源に充てる企業債	<u>3,616,120</u>	
企 業 債 合 計		3,616,120
(2) リ ー ス 債 務	<u>1,973</u>	
固 定 負 債 合 計		3,618,093
4. 流 動 負 債		
(1) 企 業 債		
イ 建設改良等の財源に充てる企業債	<u>182,818</u>	
企 業 債 合 計		182,818
(2) リ ー ス 債 務	1,467	
(3) 未 払 金	1,815,886	
(4) 預 り 金	<u>386</u>	
流 動 負 債 合 計		2,000,557
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	3,264,141	
(2) 収 益 化 累 計 額	<u>△ 1,174,053</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>2,090,088</u>
負 債 合 計		<u><u>7,708,738</u></u>

資 本 の 部

6. 資 本 金		1,354
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	1,840,000	
ロ 負 担 金	<u>463,121</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		2,303,121
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>1,474,839</u>	
欠 損 金 合 計		<u>1,474,839</u>
剰 余 金 合 計		<u>828,282</u>
資 本 合 計		<u>829,636</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>8,538,374</u></u>

令和３年度奈良市病院事業会計
補正予算（第２号）参考書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
１．病院事業収益				1,663,160	908,866	2,572,026	
	２．医業外収益			1,452,917	908,866	2,361,783	
		２．補 助 金		874,880	908,866	1,783,746	
			県 補 助 金	855,821	908,866	1,764,687	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
１．病院事業費用				1,708,186	908,866	2,617,052	
	１．医業費用			1,580,882	908,866	2,489,748	
		２．経 費		1,280,303	908,866	2,189,169	
			交 付 金	1,278,251	908,866	2,187,117	

奈良市病院事業注記表

予算の注記を次のように改める。

Ⅲ セグメント情報の開示

２ 報告セグメントごとの営業収益等

(単位：千円)

	病院	看護専門学校	合 計
事業収益	70,096	125,034	195,130
事業費用	2,491,248	124,623	2,615,871
事業損益	△ 2,421,152	411	△ 2,420,741
経常損益	△ 59,990	411	△ 59,579
セグメント資産	8,389,355	149,019	8,538,374
セグメント負債	7,581,381	127,357	7,708,738
その他の項目			
他会計繰入金	473,901	77,816	551,717
減価償却費	272,135	544	272,679

令和3年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度奈良市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	9,262,000千円	201,419千円	9,463,419千円
第2項 営業外収益	1,537,598千円	201,419千円	1,739,017千円

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 令和3年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 令和3年度 奈良市水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 令和3年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
4. 令和3年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）参考書

令和 3 年度奈良市水道事業会計
補正予算（第 1 号）実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			9,262,000	201,419	9,463,419	
	2. 営業外収益		1,537,598	201,419	1,739,017	
		2. 他会計負担金	0	400,552	400,552	
		5. 下水道使用料 徴収負担金	199,133	△ 199,133	0	

令和３年度奈良市水道事業会計補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第１号）

（令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで）

（単位：千円）

１．業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	654,506
減価償却費	2,954,746
引当金の増減額（△は減少）	43,985
長期前受金戻入額	△ 1,275,756
受取利息	△ 100
支払利息	195,688
ダム負担金利息	7,908
固定資産除却損	24,623
未収金の増減額（△は増加）	2,909
未収消費税等の増減額（△は増加）	△ 33,574
未払金の増減額（△は減少）	△ 18,502
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 3,116
その他流動資産の増減額（△は増加）	9
小計	2,553,326
利息の支払額	△ 203,596
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,349,730

２．投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,252,662
補助金による収入	150,000
負担金による収入	657,053
分担金による収入	277,373
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,168,236

３．財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	500,000
一時借入金の返済による支出	△ 500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,982,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,408,569
長期割賦金の償還による支出	△ 444,328
財務活動によるキャッシュ・フロー	129,603
資金増加額	311,097
資金期首残高	7,098,653
資金期末残高	7,409,750

令和3年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（令和4年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		4,173,767	
ロ 建 物	4,577,314		
減価償却累計額	<u>△2,250,755</u>	2,326,559	
ハ 構 築 物	91,868,600		
減価償却累計額	<u>△48,552,265</u>	43,316,335	
ニ 機 械 及 び 装 置	19,957,594		
減価償却累計額	<u>△15,191,034</u>	4,766,560	
ホ 車 両 運 搬 具	113,678		
減価償却累計額	<u>△82,673</u>	31,005	
ヘ 器 具 備 品	206,651		
減価償却累計額	<u>△135,152</u>	71,499	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>599,849</u>	
有形固定資産合計			55,285,574

(2) 無 形 固 定 資 産

イ ダ ム 使 用 権		17,591,800	
ロ その他無形固定資産		<u>1,066,785</u>	
無形固定資産合計			18,658,585

(3) 投 資

イ 出 資 金		<u>3,175</u>	
投資合計			<u>3,175</u>
固定資産合計			73,947,334

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		7,409,750	
(2) 未 収 金	739,378		
貸倒引当金	<u>△48,576</u>	690,802	
(3) 貯 蔵 品		14,778	
(4) 前 払 金		302,555	
(5) そ の 他 流 動 資 産		<u>1,078</u>	
流動資産合計			<u>8,418,963</u>
資産合計			<u><u>82,366,297</u></u>

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

13,879,769

企 業 債 合 計

13,879,769

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

1,262,892

引 当 金 合 計

1,262,892

固 定 負 債 合 計

15,142,661

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

921,171

企 業 債 合 計

921,171

(2) 未 払 金

709,233

(3) 前 受 金

19,575

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金

106,867

引 当 金 合 計

106,867

(5) 預 り 金

488,184

流 動 負 債 合 計

2,245,030

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

54,193,743

(2) 収 益 化 累 計 額

△25,572,597

28,621,146

繰 延 収 益 合 計

28,621,146

負 債 合 計

46,008,837

資 本 の 部

6. 資 本 金		13,982,951
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,364,952	
ロ 諸 補 助 金	106,602	
ハ 分 担 金	5,401,638	
ニ 負担金その他諸収入	<u>11,743,704</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		18,616,896
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	1,000,000	
ロ 水 道 老 朽 施 設		
更 新 積 立 金	1,180,773	
ハ 当 年 度 未 処 分		
利 益 剰 余 金	<u>1,576,840</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>3,757,613</u>
剰 余 金 合 計		<u>22,374,509</u>
資 本 合 計		<u>36,357,460</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>82,366,297</u></u>

令和3年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

収益の収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業 収 益				9,262,000	201,419	9,463,419	
	2. 営業外収益			1,537,598	201,419	1,739,017	
		2. 他 会 計 負 担 金		0	400,552	400,552	
			(1)下水道事業 会計負担金	0	197,936	197,936	
			(2)下 水 道 使 用 料 徴収負担金	0	202,616	202,616	
		5.下 水 道 使 用 料 徴収負担金		199,133	△ 199,133	0	
			(1)下 水 道 使 用 料 徴収負担金	199,133	△ 199,133	0	

令和3年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度奈良市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	8,157,000千円	194,063千円	8,351,063千円
第1項 営業費用	7,592,094千円	194,063千円	7,786,157千円

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 令和3年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 令和3年度 奈良市下水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 令和3年度 奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
4. 令和3年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）参考書

令和 3 年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第 1 号）実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			8,157,000	194,063	8,351,063	
	1. 営業費用		7,592,094	194,063	7,786,157	
		6. 総 係 費	165,230	194,063	359,293	

令和３年度奈良市下水道事業会計補正予定 キャッシュ・フロー計算書（第１号）

（令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで）

（単位：千円）

１．業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	259,672
減価償却費	3,889,382
引当金の増減額（△は減少）	12,882
長期前受金戻入額	△ 2,425,646
受取利息	△ 3
支払利息	305,622
固定資産除却損	8,037
未収金の増減額（△は増加）	8,577
未収消費税等の増減額（△は増加）	△ 30,441
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 70,694
その他流動資産の増減額（△は増加）	△ 9
小計	1,957,379
利息の受取額	3
利息の支払額	△ 305,622
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,651,760

２．投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 937,422
無形固定資産の取得による支出	△ 216,504
国庫補助金等による収入	222,049
受益者負担金等による収入	32,336
一般会計からの繰入金による収入	627,764
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 271,777

３．財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,961,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,510,220
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,549,220

資金減少額	169,237
資金期首残高	895,371
資金期末残高	726,134

令和3年度奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（令和4年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部			
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		1,618,453	
ロ 建 物	612,055		
減価償却累計額	<u>△214,110</u>	397,945	
ハ 構 築 物	115,396,713		
減価償却累計額	<u>△27,694,116</u>	87,702,597	
ニ 機 械 及 び 装 置	3,140,341		
減価償却累計額	<u>△1,750,272</u>	1,390,069	
ホ 車 両 運 搬 具	9,197		
減価償却累計額	<u>△4,472</u>	4,725	
ヘ 器 具 備 品	6,327		
減価償却累計額	<u>△1,962</u>	4,365	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>15,070</u>	
有形固定資産合計			91,133,224
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		<u>4,484,345</u>	
無形固定資産合計			<u>4,484,345</u>
固定資産合計			95,617,569
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		726,134	
(2) 未 収 金	998,190		
貸倒引当金	<u>△20,265</u>	977,925	
(3) 前 払 金		130,000	
(4) そ の 他 流 動 資 産		<u>8,865</u>	
流動資産合計			<u>1,842,924</u>
資 産 合 計			<u><u>97,460,493</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

32,806,325

企業債合計

32,806,325

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

71,726

引当金合計

71,726

固定負債合計

32,878,051

4. 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

3,413,029

企業債合計

3,413,029

(2) 未払金

120,911

(3) 引当金

イ 賞与引当金

18,895

引当金合計

18,895

流動負債合計

3,552,835

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

79,379,001

(2) 収益化累計額

△18,186,994

61,192,007

繰延収益合計

61,192,007

負債合計

97,622,893

資 本 の 部

6. 資 本 金		365,118
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 補 助 金	687,037	
ロ その他資本剰余金	<u>661,061</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		1,348,098
(2) 欠 損 金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>1,875,616</u>	
欠 損 金 合 計		<u>1,875,616</u>
剰 余 金 合 計		<u>△527,518</u>
資 本 合 計		<u>△162,400</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>97,460,493</u></u>

令和 3 年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第 1 号）参考書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1.下 水 道 事業費用				8,157,000	194,063	8,351,063	
	1.営業費用			7,592,094	194,063	7,786,157	
		6 . 総 係 費		165,230	194,063	359,293	
			(34) 負担金	5,107	194,063	199,170	

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市
一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 4 年 3 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 9 年奈良市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 0 項及び第 1 4 項中「当分の間」を「令和 4 年 3 月 3 1 日までの間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成 2 9 年に給与制度の見直しを行った際の経過措置について、令和 4 年 3 月 3 1 日を期限とすることとしたため、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 前号に掲げるもののほか、当該子どもが全ての医療費（国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合にあつては、当該法令の規定によつて対象者が負担した額）の全額が法令等の規定により支給される者

(奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「一に掲げる法律又は条例の適用を受けて医療が行われる」を「いずれかに該当する」に改め、同項第1号中「（昭和25年法律第144号）」の次に「の適用を受けて医療が行われる者」を加え、同項第2号中「（平成6年法律第30号）」の次に「の適用を受けて医療が行われる者」を加え、同項第3号中「（昭和47年奈良市条例第12号）」の次に「の適用を受けて医療費の助成を受ける者」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、全ての医療費（国民健康保険法、社会保険各法その

他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合にあっては、当該法令の規定によつて対象者が負担した額）の全額が法令等の規定により支給される者

（奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「に掲げるいずれかの法律の適用を受けて医療が行われる者又は医療費の助成を受ける」を「のいずれかに該当する」に改め、同項第1号中「（昭和25年法律第144号）」の次に「の適用を受けて医療が行われる者」を加え、同項第2号中「（平成6年法律第30号）」の次に「の適用を受けて医療が行われる者」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、全ての医療費（国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合にあっては、当該法令の規定によつて対象者が負担した額）の全額が法令等の規定により支給される者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子どもセンターの設置により本市で児童福祉法に基づく措置医療の決定を行うこととなることに際し、措置医療その他の国等の公費負担医療制度との適用関係を条例上明確化するため、医療費助成制度の対象者に関し所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市営住宅条例の一部改正について

奈良市営住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ただし書、第3項第1号及び第5項第1号中「（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨に鑑み、常時介護を要する障害者に係る市営住宅の入居者資格を改定しようとするものである。

委託契約の締結について

奈良線学園前・菖蒲池間メガネ橋補修工事委託について、次のとおり委託契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、委託契約金額の 5 パーセント以内において変更することができる。

令和 4 年 3 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 奈良線学園前・菖蒲池間メガネ橋補修工事委託 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 241,990,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪市天王寺区上本町 6 丁目 1 番 55 号
近畿日本鉄道株式会社
鉄道本部大阪統括部長 大内 敬弘 |

奈良線学園前・菖蒲池間メガネ橋補修工事委託の概要

1. 委託場所 奈良市学園南一丁目地内他

2. 委託規模 橋梁長寿命化修繕工事 橋長 $L = 15.8 \text{ m}$ 幅員 $W = 4.7 \text{ m}$

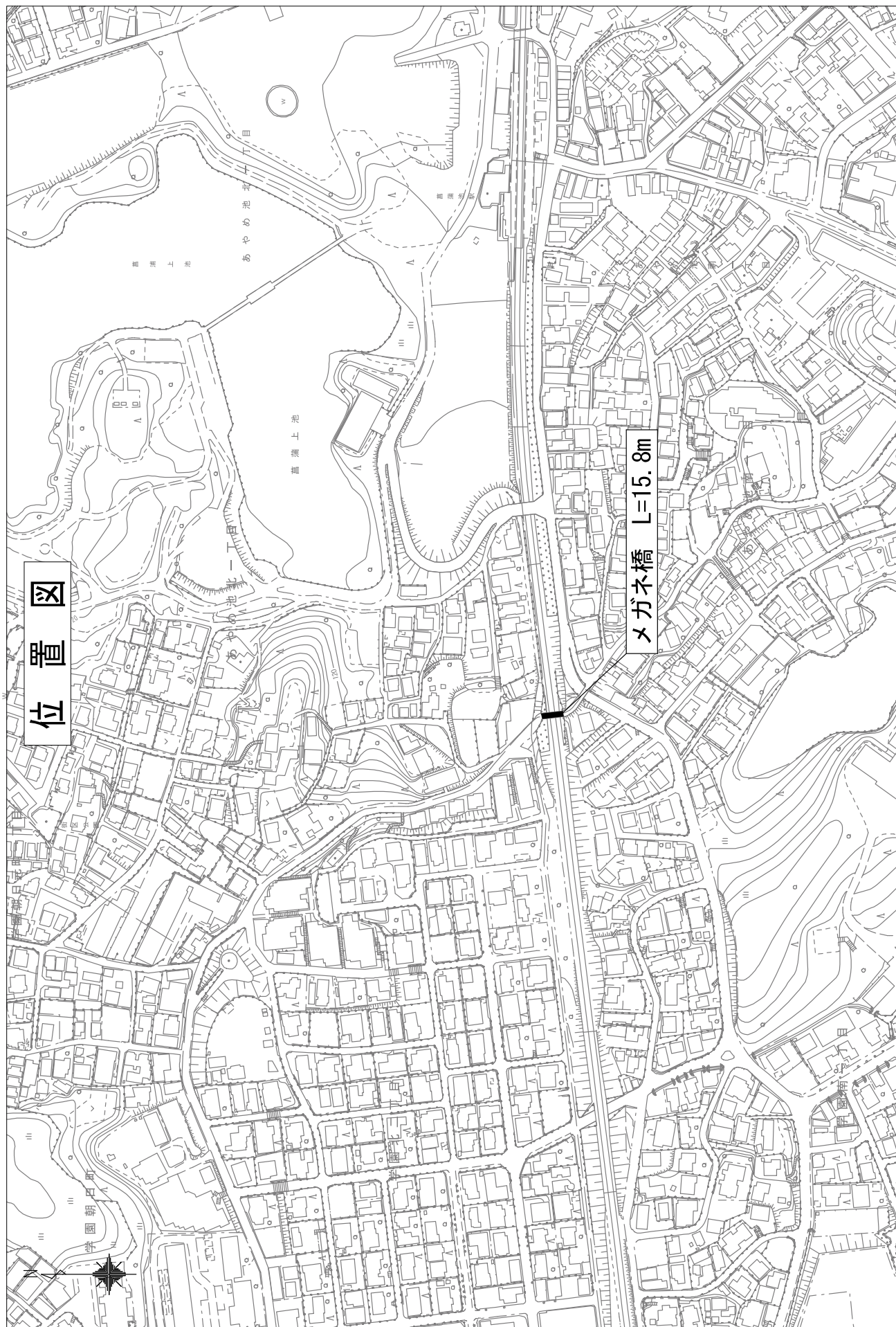
橋梁補修工 一式

橋梁付属物工 一式

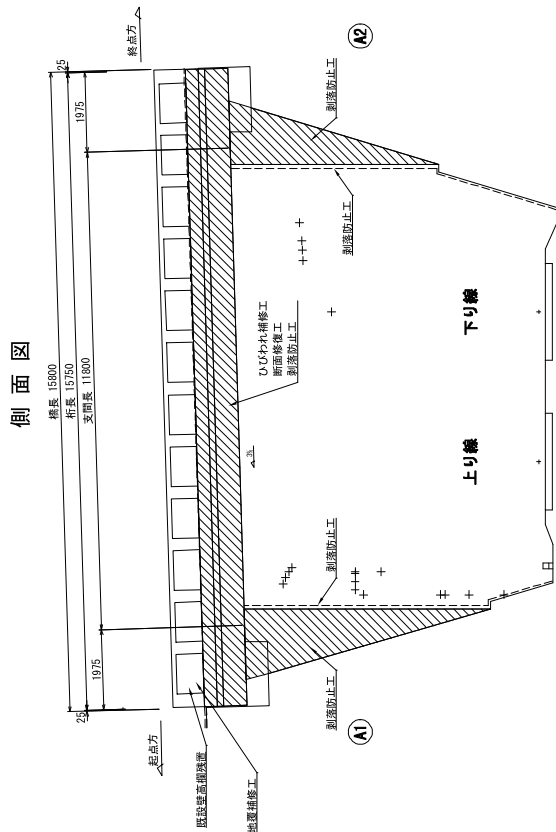
舗装工 一式

仮設工 一式

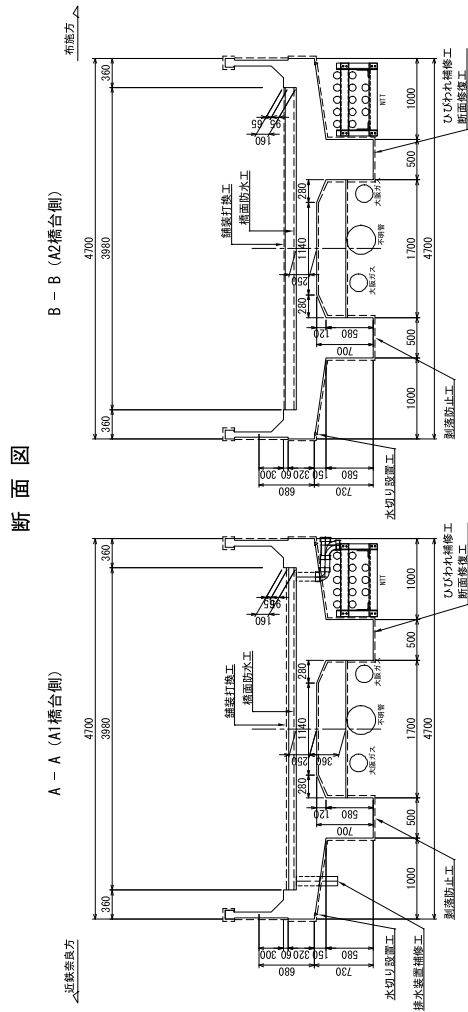
3. 工 期 契約の日から令和5年3月31日まで



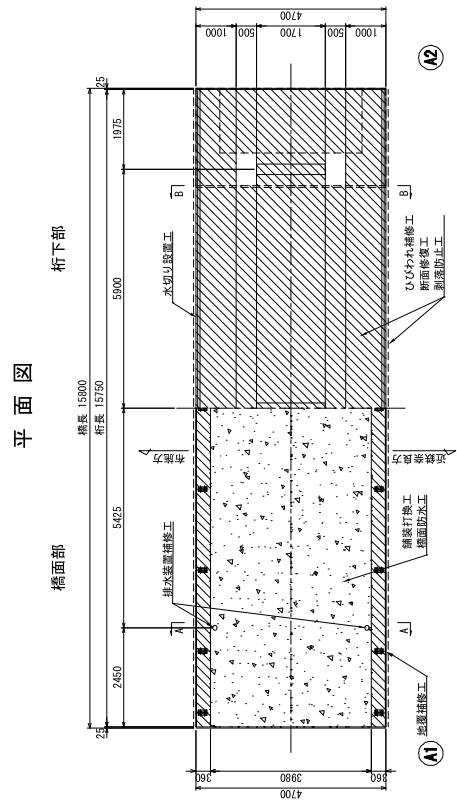
メカニクス一般図



圖面側



断面图



圖面平

